

認定新規就農者制度の概要

(農業経営基盤強化促進法の改正により平成26年4月より設けられた制度)

1. 認定新規就農者制度の目的としくみ

(1) 認定新規就農者とは

認定農業者制度と同様、農業経営基盤強化促進法に定められています。将来において地域農業の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等の「青年等就農計画」を区市町村が認定し、重点的に支援措置を講じようとするものです。(※資料により「認定就農者」と記載される場合あり)

(2) 認定のしくみ

区市町村は青年等から提出された「青年等就農計画」(5年後の目標等)について、基本構想で定めている「青年等の目標とすべき農業経営の指標」に基づいて審査等を行い認定します。

(3) 対象となる「青年等」

新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる者。既に認定農業者の認定を受けている者は含まない。夫婦等の共同申請も可。

①青年(原則18歳以上45歳未満)

②65歳未満の者で、農業や関連事業に3年以上従事するなどの条件に該当する者。
農業以外の他事業の経営管理に3年以上従事した者等も含む。

③上記の者が役員の過半数を占める法人

2. 認定新規就農者の認定状況

①全国：10,558経営体(令和4年3月末 農水省調べ)
前年比214減

②東京都：71経営体(令和3年3月末 東京都調べ)
前年比11増

内訳：区部	1区	1経営体
西多摩	4市町	23経営体
南多摩	3市	9経営体
北多摩	3市	5経営体
島しょ	4町村	33経営体

3. 認定新規就農者に対する主な支援

認定新規就農者にしか無い支援があるため、特に留意が必要

(認定新規就農者の5年間を経過したり、認定農業者になってしまうと受けられない)

(1) 新規就農育成総合対策事業(国事業：経営開始資金、経営発展支援事業)

※経営継承の場合、新規就農者と同等の経営リスクを負うと市町村に認められることなど別途要件あり

(2) 新規就農者定着支援事業(都補助事業：ハード取得等への補助)

(3) 青年等就農資金(日本政策金融公庫：無利子融資)